

今こそ考える「子どもの権利」—子どもの権利条約

柴田学園大学生生活創生学部

小野昇平

TEL 0172-33-2289

FAX

顔写真等
(希望者のみ)

e-mail s-ono@shibata.ac.jp

<https://www.shibata.ac.jp/researcher/>

キーワード

子どもの権利条約、こども基本法、児童の最善の利益

「子どもの権利条約（児童の権利条約）」という言葉聞いたことがあるでしょうか。この子どもの権利条約は、条約締約国に対して、大きく分けて以下の4つに分けられる「権利」を子どもたちにきちんと保障するよう義務付けています。

生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利



日本ユニセフ協会 HP https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html より

この4つについて具体的に説明をすれば下記のようにになります。

①「生きる権利」

日本でも、適切な支援にアクセスできずに親子で餓死する事件なども発生しています。このような事態を防ぐためにも、国や自治体だけでなく社会全体で子どもを見守る必要があります。

②「育つ権利」

学校に通えるということだけでなく、学校で適切な教育を受けることができること、また「遊ぶ」「休む」ことも子どもたちにとっては大事な権利です。

③「守られる権利」

日本でも、子どもたちが児童虐待やその他の犯罪等の被害にあうケースが途絶えません。このような被害から子どもたちを守らなければなりません。

④「参加する権利」

子どもだからと言って、先生や親の言うことを聞いていればいいとして、意見を聞いてもらえないことは子どもの権利をないがしろにしていることになります。子どもに関する事項については、その子どもも参加して決定される必要があります。

子どもの権利条約の観点から、学校、家庭、あるいは広く社会が何をすべきであって、何をしてはいけないのか、学校や子ども支援の現場における実践や、諸外国の取り組みなどをもとに研究をしています。